

大通達甲（警）第7号  
令和6年3月15日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

警務部警務課長  
警務部厚生課長  
警務部監察課長  
生活安全部生活安全企画課長  
刑事部刑事企画課長 殿  
交通部交通企画課長  
警備部警備企画課長  
警察学校長

警察本部長

警察学校教官等選抜要綱の改正について（通達）

警察学校教官等の選抜手続については、「警察学校教官等選抜要綱の改正について」（平成26年4月1日付け大通達甲（警）第13号）により運用しているところであるが、この度、別添のとおり「警察学校教官等選抜要綱」を改正し、令和6年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

（警務課人事係）

別添

## 警察学校教官等選抜要綱

### 第1 目的

この要綱は、警察学校における教養の充実を図るため、豊かな人間性並びに高い資質及び能力を有する優秀な人材を教官等に任用するとともに、必要な知識及び技能を修得させることにより、その資質及び能力の向上を図ることを目的とする。

### 第2 定義

この要綱における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

#### 1 教官

警察学校において学生の教育訓練に従事する者で、警部又は警部補の階級（同相当職を含む。）にある警察職員をいう。

#### 2 助教

警察学校において教官の職務を補助する者で、巡査部長の階級にある警察官をいう。

### 第3 教官選抜委員会

#### 1 設置

警察本部に教官選抜委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### 2 任務

委員会は、教官（警察官の教官に限る。後記第4、第5、第6、第9及び第10の1において同じ。）として適格性を有する者の選抜に関する事務を行う。

#### 3 構成

委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警察本部長

委員 警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、警務部参事官兼  
首席監察官、警察学校長、警務部参事監及び警務部警務課長

#### 4 運営

委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

#### 5 庶務

委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。

### 第4 教官候補者の選抜手続

#### 1 教官候補者の基準

教官候補者の基準は、警察学校教官候補者基準（別表。以下「候補者基準」という。）のとおりとする。

#### 2 適格者の推薦

(1) 生活安全部生活安全企画課長、刑事部刑事企画課長、交通部交通企画課長及び警備部警備企画課長（以下「各部主管課長」という。）は、候補者基準に照らし、教官として真に適格性を有する者を委員会に推薦するものとする。

(2) 各部主管課長は、前記(1)の規定により推薦するときは、適格性を有する者の所属

する所属の長に本人及び上司等と面接させるなどして、教官として真に適格性を有する者であることを確認するものとする。

### 3 教官候補者の選抜

委員会は、前記2の規定により推薦を受けた者の中から教官候補者を選抜するものとする。

### 4 警察学校教官候補者名簿の作成

警察本部長は、前記3の規定による選抜の結果に基づき、警察学校教官候補者名簿（別記様式。以下「名簿」という。）を作成するものとする。

なお、この名簿は、新たな名簿を作成したときに失効するものとする。

## 第5 教官の任用手続

### 1 任用前教養の実施

教官候補者（警察大学校教官養成科の課程を修了している者及び技能指導官を除く。）については、原則として、教官として任用される前に警察大学校教官養成科に入校させるものとする。ただし、特別の事情があり、教官として任用される前に入校が困難なときは、教官として任用された後直ちに入校させるものとする。

### 2 教官の任用

警察本部長は、教官候補者の中から適当と認める者を教官に任用するものとする。

## 第6 技能指導官の任用

技能指導官（大分県警察技能指導官に関する規程（平成26年大分県警察本部訓令第8号）第2条の技能指導官をいう。）については、前記第5の2の規定にかかわらず、教官として任用することができるものとする。

## 第7 助教の任用

助教は、候補者基準に照らし、助教として適格性を有する者を任用するものとする。

## 第8 教育技能の向上に向けた教養

### 1 任用時教養の実施

警察学校長は、新たに教官等に任用された者に対し、警察学校における入校学生の特性、指導要領等についての任用時教養を実施するものとする。

### 2 継続した教養の実施

警察学校長は、教官等の資質の向上を図るため、教育技法の確認、各部門と連携した教養機会の確保等に努めるものとする。

## 第9 任期等

### 1 任期

警部の階級にある教官の任期は2年とし、警部補の階級にある教官の任期は3年とするものとする。ただし、やむを得ない理由により任期を延長し、又は短縮する場合は、警察学校長から勤務状況等について聴取した上でこれを行うものとする。

### 2 任期終了後の措置

教官としての任期終了後は、出身部門に復帰させるなど、資質、能力、勤務経験等を

踏まえた配置に配慮するものとする。

## 第10 その他

### 1 体育・術科教官

体育・術科を担当する教官についても、必要に応じて警察大学校教官養成科への入校に配慮するものとする。

### 2 事務職員の教官の任用

事務職員の教官は、この要綱の趣旨を踏まえ、真に適格性を有する優秀な人材を任用するものとする。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 警察学校教官候補者基準

項目	基準内容
人間的要素	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察職員としての強い使命感と誇りを有していること。</li> <li>2 品位を備え、警察職員として自らを律する厳しさを有していること。</li> <li>3 後進の育成に対する使命感及び情熱を有していること。</li> <li>4 明るく円満な性格で、豊かな人間性を有していること。</li> <li>5 研究及び修養の重要性を十分に認識し、自ら謙虚に学び続ける意欲を持ち続けられること。</li> </ol>
能力的要素	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警部又は警部補の階級にあり、原則として、現階級に昇任後1年以上経過していること。</li> <li>2 将来、県警を担い得る資質及び能力を有すること。</li> <li>3 勤務成績が優秀であること。</li> <li>4 担当教科を教授するに必要な実務経験を有していること。</li> <li>5 法学的能力及び専門的実務能力を有していること。</li> </ol>
体力的要素	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 身体壮健であること。</li> <li>2 術科、走訓練等について、学生に率先して積極的に実施できる体力、実力及び意欲を有していること。</li> </ol>
教養経歴等	原則として、各昇任時教養時の研修成績が優秀であること。
年齢	原則として、警部にあつては50歳以下、警部補にあつては45歳以下であること（年齢は、任用年度の4月1日現在のものとする。）。

備考1 能力的要素欄の「担当教科を教授するに必要な実務経験」とは、原則として各階級を通じ2年以上の実務経験とする。

2 教養経歴等欄の「各昇任時教養時の研修成績が優秀」とは、警部については、巡査部長任用科、警部補任用科及び警部任用科の成績順位が平均して上位2分の1以内とし、警部補については、巡査部長任用科及び警部補任用科の成績順位が平均して上位2分の1以内とする。

